

日立市指定給水装置工事事業者 各種届出等について

・指定事項変更届 ・給水装置工事主任技術者選任・解任届

- ★ 氏名又は名称や住所等指定事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）を提出して下さい。
- ★ 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出して下さい。

【添付書類】

（表中○印が添付書類として必要です。）

届出の種類		定款(財団法人の場合は寄付行為)の写し	登記事項証明書	誓約書	備考	
指定事項変更	氏名又は名称	法人	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・定款は直近のもの ・登記事項証明書は発行日から3ヶ月以内のもの(原本) 	
		個人				
	住所	法人	○	○		
		個人				
	代表者	法人	○	○		
	役員	法人	○	○		
	給水装置工事主任技術者選任・解任	法人	免状又は主任技術者証の写しを添付(選任のみ)			
		個人	雇用関係を証する書類(健康保険証など)写し(選任のみ)			

注 指定事項変更届を提出する際、現指定事業者証も併せて提出して下さい(役員の変更のみの場合は不要)。

・事業の廃止、休止又は再開の届出

- ★ 廃業や合併による消滅等があったときは、「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（様式第11）を提出して下さい。なお、廃止の場合は、指定給水装置工事事業者証を返却して下さい。
- ▽ 廃止、休止・・・・・・・・当該廃止又は休止の日から30日以内
- ▽ 再開・・・・・・・・当該再開の日から10日以内

・指定給水装置工事事業者証の再交付

- ★ 紛失やき損等により指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいときは、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出して下さい。

※ 提出及び問合せ先

〒 317-8601

日立市助川町1丁目1番1号

日立市企業局上下水道部水道課

TEL 0294 (22) 3111 内線418

以上